

# 今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会

## 報 告 書

令和4年3月24日

## 目次

はじめに	1
Ⅰ 本県の特別支援学校の概況	2
1 特別支援学校の配置、設置部科等	
2 幼児児童生徒数の動向	
Ⅱ 県立特別支援学校における学びの場の整備について	4
1 施設設備の整備と充実について	4
現状と課題	
今後の方向性	
2 校名の在り方について	5
現状と課題	
今後の方向性	
Ⅲ 教員の専門性の向上について	7
1 特別支援学校教諭免許状の取得について	7
現状と課題	
今後の方向性	
2 職員研修について	8
現状と課題	
今後の方向性	
Ⅳ 関係機関との連携について	10
現状と課題	
今後の方向性	
おわりに	12
資料	13

## はじめに

平成 19 年 4 月に施行された改正「学校教育法」により、特別支援教育への転換が図られ、複数の障害種別に対応した教育を行うことができる特別支援学校の制度が創設されてから 15 年が経過する。各特別支援学校では、子どもたちの主体的な学びを支援するため、子どもたちの障害の状態や一人ひとりの教育的ニーズに合わせて指導内容や方法を工夫しながら、自立や社会参加に必要な力を培うための教育に取り組んできている。また、医療や療育、福祉や労働、保護者との連携を大切にしながら、幼稚部から高等部まで、情報を引き継ぎ、一貫した切れ目ない支援が行えるよう努めている。

全国的な傾向でもあるが、本県においても少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特に、知的障害を対象とする特別支援学校の在籍者数が増加している状況にある。特別支援学校のきめ細やかな指導への理解や期待の高まりと考えられ、障害のある子どもの学びの場の整備・連携強化が課題となっている。

このような中、令和 3 年 1 月、中央教育審議会から『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』が出され、今後の特別支援教育について取組を進めるべき観点が示された。また、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、令和 3 年 9 月「特別支援学校設置基準」が新たに制定された。

このように、今後取り組むべき国の特別支援教育の方向性が示されたことを受け、県内の特別支援学校に通う子どもたちの教育環境の改善や教育の専門性の向上などの課題について、県教育委員会から以下の点について意見を求められた。

- (1) 香川県立特別支援学校の学びの場の現状と在り方について
  - ①在籍者数の増加に伴う教室不足、施設の狭隘化について
  - ②特別支援学校の校名について
- (2) 教員の専門性の向上と教育の充実について
- (3) 関係機関との連携について

検討に当たっては、これまで各特別支援学校が取り組んできた教育実践やその成果を大切にしながら、更なる特別支援教育の充実につなげることを念頭に協議を行い、各委員それぞれの立場から幅広い意見が出された。

検討の結果をまとめ、報告する。

今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会  
会 長 武 藏 博 文

## **I 本県の特別支援学校の概況**

### **1 特別支援学校の配置、設置部科等（資料1）**

- 本県では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱を対象とする特別支援学校が各1校設置されている。知的障害を対象とする特別支援学校4校は、東讃、高松、中讃、西讃の各圏域に設置されており、令和5年には、小豆地域に知的障害を対象とする特別支援学校（小・中学部）が開校する。また、香川大学教育学部附属特別支援学校が坂出市に設置されている。
- 幼稚部は、盲学校、聾学校と、香川中部養護学校に設置され、早期からの発達支援に大きな役割を果たしている。特に、知的障害を対象とする特別支援学校の幼稚部は全国的にも少なく、地域の小学校や特別支援学校へのスムーズな就学のために、特色ある支援を行っている。
- 盲学校には、高等部に保健理療科及び専攻科理療科が設置され、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師」の養成課程と施設を兼ねた学校になっている。高等部卒業以降の国家資格取得や就労に関する専門的な対応のために大きな役割を果たしている。
- 聾学校には、香川県聴覚障害者福祉センターが隣接しており、公益社団法人香川県聴覚障害者協会との連携・支援が得られやすい環境になっている。高等部理容科は、長く理容師養成の役割を担ってきたが、生徒や保護者の価値観の多様化や様々な選択肢から進路選択が可能になってきている等の理由により在籍生徒の不在が続いたため、令和3年3月をもって廃科となった。
- 高松養護学校は肢体不自由を対象とし、かがわ総合リハビリテーションセンターに隣接し、診察や機能訓練など、在籍する子どもたちが医療機関と連携しながら学習を受けやすい環境にあり、センター内の院内学級での教育も行われている。高等部工芸科を長く設置していたが聾学校と同様の理由により、令和4年3月をもって廃科となる。
- 善通寺養護学校は病弱を対象とし、独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センターに隣接し、病気療養を行いながら学習できる環境にあり、病棟内の院内学級での教育も行われている。また、近年は精神疾患の診断を受けた児童生徒が増えるなど、入院生や通学生のそれぞれのニーズに合わせた指導の工夫が行われている。
- 知的障害を対象とする特別支援学校は、基本的な生活習慣の確立を目指すとともに、本人の生きる力の育成や自立と社会参加に向けたキャリア教育に力を入れており、特に高等部はハローワークや関係機関との連携を図りながら、進路指導の充実を図っている。

また、肢体不自由や視覚障害など他の障害を併せ有する児童生徒等に対しても、個別のニーズに応じて指導を行っている。

- 香川東部養護学校、香川丸亀養護学校、香川西部養護学校及び高松養護学校は、各地域において訪問教育を行っている。特に小豆地域には特別支援学校が設置されていないことから、平成 20 年 4 月に分室を設置し、高松養護学校が訪問教育を含め、小豆地域における特別支援教育のセンター的役割を担っている。
- 寄宿舎については、盲学校、聾学校、高松養護学校及び香川中部養護学校に設置されており、障害の特性や発達段階に応じた生活習慣の確立と自立心を養うことにより、児童生徒の成長を促している。
- 本県では、特別支援教育への発展的な転換の中で、障害種別ごとの専門的な教育を維持発展させながら重複する障害への対応も行い、特別支援教育の充実を図ってきた。全国的には複数の障害を対象とした特別支援学校への再編等を図った地域もあるが、本県ではそれぞれの特別支援学校の専門性と関係機関との連携の強さを考え、障害種別に応じた小学部（幼稚部）から高等部までの一貫した教育体制を今後も維持していくこととしている。この基本方針のもと、特別支援学校の教育環境の整備や教育の充実を考えていくことが望ましいと考える。

## 2 幼児児童生徒数の動向

- 令和 3 年 5 月 1 日現在の県立特別支援学校 8 校における在籍者数は 1,116 名である。  
平成 22 年度からの推移をみると、盲、聾学校は在籍者数が少ない中で漸減しており、肢体不自由、病弱の特別支援学校も増減を繰り返しながら減少している。この 4 校全体では約 60 名の減少が見られる。それに対し、知的障害を対象とする特別支援学校の在籍者数は増加傾向にあり、香川東部養護学校は 25 名、香川中部養護学校は 30 名、香川丸亀養護学校は 61 名、香川西部養護学校は 22 名と、4 校全体では約 140 名増加している。

（資料 2）

- 今後の特別支援学校全体の将来推計では、令和 8 年度から 9 年度にかけてピークを迎え、1,190 名程度になると推計しており、その後 1,170 名程度で高止まりとなる予想である。特に、香川中部養護学校では令和 10 年度に幼児児童生徒数 374 名、香川丸亀養護学校では令和 9 年度に児童生徒数 273 名とピークを迎えることが予想される。

（資料 3）

- 推計のもとになる幼児児童生徒数の算出の方法については、平成 26 年度までは在籍者数の増減の傾向をもとに推計していたが、知的障害を対象とする特別支援学校の在籍者数の増加が急激に見られたことから、新たに外部からの小中高等部段階での進学や途中で転入してくる児童生徒数の傾向も加味した数値を加え、推計している。（資料 4）

## Ⅱ 県立特別支援学校における学びの場の整備について

### 1 施設設備の整備と充実について

#### 【現状と課題】

- 在籍者数は、知的障害を対象とする特別支援学校4校では増加傾向にあり、教室不足や施設の狭隘化が生じている。特に香川丸亀養護学校、香川中部養護学校では大幅に幼児児童生徒数が増加していることから、これまで校舎等の増改築を行ってきたが、増加の傾向は続いており、現在も教室不足の状況となっている。(資料2, 5)
  
- 校舎の増築に加えて特別教室の転用や普通教室の間仕切りなどの対応を行うとともに、教員の工夫や努力により教室不足に対応してきた。しかし、普通教室を間仕切りして、教室数を確保するにも限度がある。また、転用を免れている音楽室や美術室等の特別教室についても、学習グループの人数が多くなることによる狭隘化が見られたり、学習グループ自体が増えることで時間割編成が困難になったりといった状況にある。(資料5)
  
- 教室配置の自由度が制限され、例えば、香川丸亀養護学校では小学部の教室が中学部と高等部の教室の間に入るなど、小・中・高の部ごとの教室配置ができていない現状がある。学年や部のつながりを大切にした学習環境とは言えず、開校当初の豊かな心を育むための教育環境がなくなっていると言わざるを得ない。
  
- 将来推計からも、香川中部養護学校と香川丸亀養護学校は深刻な教室不足の状況が今後も続くことが予想される。さらに、知的障害を対象とする特別支援学校においては、運動場の狭隘化による学習活動の制限やスクールバス乗降場を含め登下校エリアの不足といった現状も、一層深刻化することが懸念される。
  
- 令和2年に県が作成した「特別支援学校の教室不足解消に向けた集中取組計画」(資料6)においても方策の一つとしている小・中学校、高等学校の統廃合に伴う空き校舎等の施設利用については、所管機関に照会したが、すでに利活用の計画が進んでいたり、通学保障が課題となる立地場所であったりと、すぐに利活用できる空き校舎等の施設はなく、引続き情報収集を行っている。

#### 【今後の方向性】

- 学習環境の適正化を図るため、教室の間仕切りなどの対応は、早急に解消すべきである。また、特別支援学校設置基準(資料7)には特別支援学校の校舎、運動場の必要面積や校舎に備えるべき施設などが示されており、教室不足への対応はもちろん、

必ず設置することになっている図書室や学習環境として必要である自立活動室や美術室などの特別教室を整備していく必要がある。

- 施設の狭隘化や教室不足について喫緊の対応が必要となっている2校では、隣接地も含め利活用できる土地はないため、校舎棟などの高層化による増改築の対策や、学校の機能の中で、例えば給食調理施設や作業学習棟など、校外に場所を移せるような施設の有無を検討し、校地の有効な活用と施設整備の充実を図ることが求められる。
- また、調理施設の拡張により在籍者数の増加に対応した給食数を確保することや、スクールバスの増便による通学保障についても、教室不足に対する施設整備と合わせて早期対応が必要と考える。
- 他県では既存の小・中学校、高等学校や特別支援学校の空き校舎等の利用が見られることから、引き続き検討を続ける必要がある。また、中長期的には、既存校舎の増改築や空き校舎等の利活用だけでなく、新設校の検討も視野に入れるべきである。
- 早急に増改築に取り掛かっても数年は必要であるため、増改築に先行して敷地内にプレハブ工法による仮設校舎を設置するような緊急な対応が必要である。
- 今後も在籍者数の変化は予想されることから、その推計を必要に応じて見直して対応を検討しながら、障害種別（学校ごと）と、年齢段階（部ごと）のそれぞれに応じて、専門性を発揮した教育指導が行えるように、施設設備及び学習環境を整備し充実を図るべきである。

## 2 校名の在り方について

### 【現状と課題】

- 本県の特別支援学校8校においては、主として特定の障害種別に対応した専門的な教育を積み重ねてきており、このような場合には、「盲学校」、「聾学校」又は「養護学校」の名称を用いることも可能であるとされていることから、現行の名称を用いてきている。
- これまで保護者から「子どもは養い護られなくとも支援があれば学ぶことができる。養護学校という名称を変更して欲しい。」といった要望が県に寄せられており、特別支援学校長会においても、「児童生徒の個別のニーズに合わせた主体的な学びを支援する特別支援教育の考え方に合わせて、校名変更を検討する必要性がある。」との意見が出た。

- 盲学校や聾学校では、校名への親しみや愛着を語る卒業生の声を聞く。一方で、一般に、盲学校は「目の見えない人」が学ぶ学校であるという捉えをされる場合があり、弱視等、様々な視覚障害のある子どもへの教育が伝わりにくい面がある。聾学校についても同様に、難聴等の子どもの相談機関として認識されにくいといった実態がある。
- 全国的に新設校においては「養護学校」の名称を用いているところはなく（資料 8）、香川県においても、令和 5 年度に小豆地域に新たに開校する知的障害を対象とする特別支援学校については、「支援学校」を用いることとしている。
- 校名板や道路看板をはじめとする様々な物品の変更のための予算確保が課題である。

#### 【今後の方向性】

- 本県では、今後も特定の障害種別に対応した専門的な教育を継続していくこととしているが、制度変更から 15 年が経過しようとしている今、新設校の開校に合わせて、既存 8 校において名称変更することが必要であると考え。合わせて、順次予算的な措置を講じることが求められる。
- その際、盲学校、聾学校はもとより、各学校において本人、保護者、卒業生等の意見を十分聞き、校名変更についての理解を求めながら手続きを進めることが必要である。
- 自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点を校名によっても明確に示すことで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行う特別支援教育の理念について一層の理解が図られることを期待するとともに、特別支援教育がさらに進展するような施策を行っていくことが求められる。



### Ⅲ 教員の専門性の向上について

#### 1 特別支援学校教諭免許状の取得について

##### 【現状と課題】

- 特別支援学校教諭免許状については障害種別ごとに付与されており、特別支援学校教員の専門性を保障する観点から、勤務する特別支援学校が主として対象とする障害種別に応じた免許の保有が求められている。しかしながら特別支援学校間の異動によって新たな障害種別に対応した免許が必要になる教員や、校種間の人事交流のため特別支援学校の免許を保有していない教員などが一定数おり、全ての教員が保有している状況とはなっていない。
- 令和2年度全国調査から、県立8校における特別支援学校教諭免許状保有状況を見ると、香川県の県立特別支援学校における当該障害種の免許状保有率は全国平均の84.9%を下回る79.6%であった。障害種別に見ると、知的障害教育領域の保有率は88.1%で全国と同様のレベルにあるが、視覚障害教育や聴覚障害教育領域の保有率は全国的にも低く、本県も視覚が61.5%、聴覚が60.0%と保有率の向上が課題となっている。(資料9)
- 特別支援学校教員の採用にあたって、平成29年度採用試験から高等部の採用枠を設け、免許状保有者を採用できるよう工夫もされているが、高等学校との人事交流が小・中学校に比べて多いこと等により、高等部における保有率は他の部と比較すると低い状況となっている。
- 県教育委員会では免許法認定講習を毎年開催し、二種免許であれば2～3年で取得できる構成にしている。また、取得しやすいよう夏季休業中や土日の開催に努めているが、一方で、働き方改革の視点からみると、土日等での実施となっている現状は課題とも捉えられる方策となっている。
- 特別支援学校教諭免許は、特別支援学校へ配置された教員にとって根幹をなすものであることから、各学校においても教員に取得を勧めているが、本人の主体性に任せられているのが現状であり、取得促進に向けた新たなシステム作りなどの取組が求められる。

##### 【今後の方向性】

- 県教育委員会では、特定の障害種別に対応した教育を行いながら、重複障害のある子どもにも適切に指導や支援を行っていく体制を継続していくことから、それぞれの教員が配属される学校の障害種別の指導の専門性と重複障害に対応する指導の専門性

の向上を一層図ることが重要である。

- 県による免許法認定講習の開講を継続し、特に保有率が低い視覚障害教育・聴覚障害教育領域については講師の確保に努めるとともに、他県や放送大学等の開講情報を提供するなど受講機会を増やすことにより、取得しやすい環境を整えることが必要である。
- より一層の取得推進に向けては、本人の主体性に任せるといったこれまでの取組では限界があり、例えば、未保有者の受講の悉皆化を目指す取組や、本人による取得計画の作成などといった踏み込んだ取組が求められる。

## 2 職員研修について（資料10）

### 【現状と課題】

- 県教育委員会では、特別支援教育課と県教育センターが連携し、教員の経験年数や職務に応じた研修の他、障害種別研修、タブレット端末活用研修などの専門研修といった特別支援教育に関する資質向上に向けた研修などを実施している。また、初任者研修における校内研修の指導を通して、経験豊富な教員から直接的・具体的に指導や支援の実際を学ぶことができている。
- また、リーダー的な教員を内地留学として香川大学等に派遣し、より専門的な研修受講の機会を確保するとともに、得た見識を広く普及する研修会等を設け、全県的な特別支援教育の推進を図っている。
- 特別支援学校では、学校全体の教育力を高めるために時代のニーズや学校の課題から研究テーマを設定し、授業研究や校内研修を計画的に実施している。また、特別支援教育や関連領域に関する講演会等を実施し、各校の専門性を高める研修に位置付けるとともに、センター的機能の一環として地域の学校教員等への研修の機会を提供している。
- 今後10年間で専門性の高い熟練教員の多くが退職を迎えることが見込まれ、特別支援学校の専門性の維持向上には、若年層への専門性の継承及び特別支援教育の知識と指導力をもった教員の育成が課題である。

### 【今後の方向性】

- これまでの研修テーマに加え、ICT活用指導力や医療的ケアに関する多職種連携など、新たに求められる専門性もある。県教育委員会においては、特別支援教育の推進に向けた国の動向も見ながら研修体系を構築していくとともに、各校の研修

状況を把握し、情報提供や予算の確保といった研修の後押しとなる取組が求められる。

- コロナ禍により集合研修をオンライン研修で代替した経験から、集合研修だけでなく、セキュリティや個人情報の取扱いなどに留意しながら、オンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型）の良さを生かした研修方法も積極的に取り入れていくことが求められる。
- 一方で、熟練教員の指導技術や支援技術、特別支援学校ならではの一貫した指導・支援の実際を具体的に学ぶことができるOJTも重要である。県教育委員会は各学校の課題の把握に努めながら、それぞれの障害に応じた専門的な指導内容や特別支援学校教員として身に付けてほしい内容について研修の指針を提案していくことが求められる。また、各学校においては、人材育成と学校の課題解決に向け、管理職がリーダーシップを発揮して、校内研修体制を整え、教員の学びへの意欲を高めていくことが必要である。
- なお、専門性向上研修の必要性を重視しつつも働き方改革が課題となっていることから、効率的かつバランスを意識した取組とすることが重要である。
- 内地留学等については、今後も派遣体制を維持し、特別支援学校全体の専門性の維持向上を図ることが求められる。その際、若年層のリーダー育成を含め、計画的な受講者の選定や新たな派遣先開拓など、効果的な方策についての検討が必要と考える。
- 特別支援学校と小・中学校、高等学校間での人事交流については、特別支援教育の個に応じた指導と通常の学級等における集団指導といったそれぞれの教育実践の積み重ねなどについて、相互研修の機会として有効に活用することが求められる。

#### **IV 関係機関との連携について（資料11）**

##### **【現状と課題】**

- 特別支援学校は、在籍する児童生徒等への指導・支援とともに、地域におけるセンター的機能の役割を担っており、これまで特別支援学校教員等による連携訪問や巡回相談などの事業を通して、地域の学校（園）等に対し指導・支援を行っている。
- その際、障害による特別な支援を必要とする子どもの実態の多様化や、生活様式の変化などにより、学校以外に子どもや家庭に関わる関係機関との連携が必要となるケースが増えていることから、特別支援学校のノウハウを生かした「個別の教育支援計画」等の作成と活用に関わる支援も求められている。
- このような状況に対し、県教育委員会では、小・中学校や特別支援学校から実践推進校を指定し、関係機関との連携体制の整備の充実を目的とした実践研究を実施してきた。特別支援学校では「個別の教育支援計画」の作成や活用のガイドとなるリーフレットの作成、放課後等デイサービス事業所等との情報共有や支援体制の構築について実践研究を行った。
- また、放課後等デイサービス事業所等においても個別に放課後等デイサービス計画を作成し、それぞれの事業所の特色を生かしてサービスの提供を行っており、適切な支援のあり方について双方からの連携が必要となっている。
- 連携の場としては、事業所や特別支援学校、基幹相談支援センター等が参加する自立支援協議会や地域特別支援連携協議会等が県や市町により開催されており、関係者による情報共有の機会となっている。
- 県は「個別の教育支援計画」の他に、保護者や本人が管理するサポートファイル「かけはし」の作成と活用を推奨しているが、関係機関の認識や理解、活用の状況は地域によって様々である。また、連携のための協議会等が地域で開催されているが、情報交換に留まっている状況もあり、効果的な支援に結び付けていく取組が求められる。

##### **【今後の方向性】**

- 医療的ケアを必要とする児童生徒への支援など新たなニーズも含めて、特別な支援を必要とする子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期を経て社会参加に至るまで、切れ目のない支援を受けられるような関係機関の連携体制構築を一層推進していくことが重要である。

- 関係機関との連携については、実際の対応事例を蓄積し、様々な課題解決への取り組み方について校内研修で内容を取り上げて教員の見識を深めたり、特別支援学校間における特別支援教育コーディネーターの連携体制を充実させたりすること等により、在籍幼児児童生徒はもちろん、地域の学校への指導・助言にも生かせるよう、専門性の向上が求められる。
- 一方、特別支援学校では、在籍者数の増加に伴い「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」や通知表などの書類が増えている現状もあることから、効率的な情報共有と業務のために、校務支援システム等の活用を進めていくことが必要である。また、関係機関との連携についても、個人情報取り扱いや情報共有の範囲などにも配慮しながら、オンラインで相談等ができる体制の構築が求められる。
- これまで活用の推進を図ってきたサポートファイル「かけはし」については、平成21年度に活用を開始してから10年以上経過しており、保護者のニーズや地域での活用の現状等に合わせて、地域や関係機関の意見も聴取しながら、記載内容について「合理的配慮」の項目や記入の仕方等について変更を検討するとともに、活用自体がより一層進むように、関係各所と連携のもと普及・啓発に努めることが求められる。
- 関係機関との連携については、具体的な支援の内容や方法、関係機関の役割分担を明確にするための話し合いの場としてのケース会等の充実が望まれる。このため、県が主体となって地域特別支援連携協議会や自立支援協議会等を活用した地域における有機的なネットワーク作りを目指すとともに、「かけはし」や「個別の教育支援計画」の活用好事例を集積し情報提供していくことが求められる。
- 特別支援学校において連携の中心となる特別支援教育コーディネーターについては、センター的機能を十分果たすことができるよう、専任化など人員の確保にも努めるべきである。

## おわりに

本検討委員会は、中央教育審議会答申が示されたことを踏まえ、喫緊の課題となっている知的障害を対象とする特別支援学校の教室不足と狭隘化への対応や教員の専門性、関係機関との連携について、今後、本県において求められる取組について検討を行った。

現状として、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数の増加や障害の多様化といった状況があるが、これは、特別支援学校がこれまで積み重ねてきた、きめ細かな教育実践に対する保護者や関係者等の期待が背景にあるものと考ええる。

さらに、特別支援教育は障害により特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されるものであるとの認識が深まる中、特別支援学校には、センター的役割として、地域における特別支援教育の推進が期待されている。

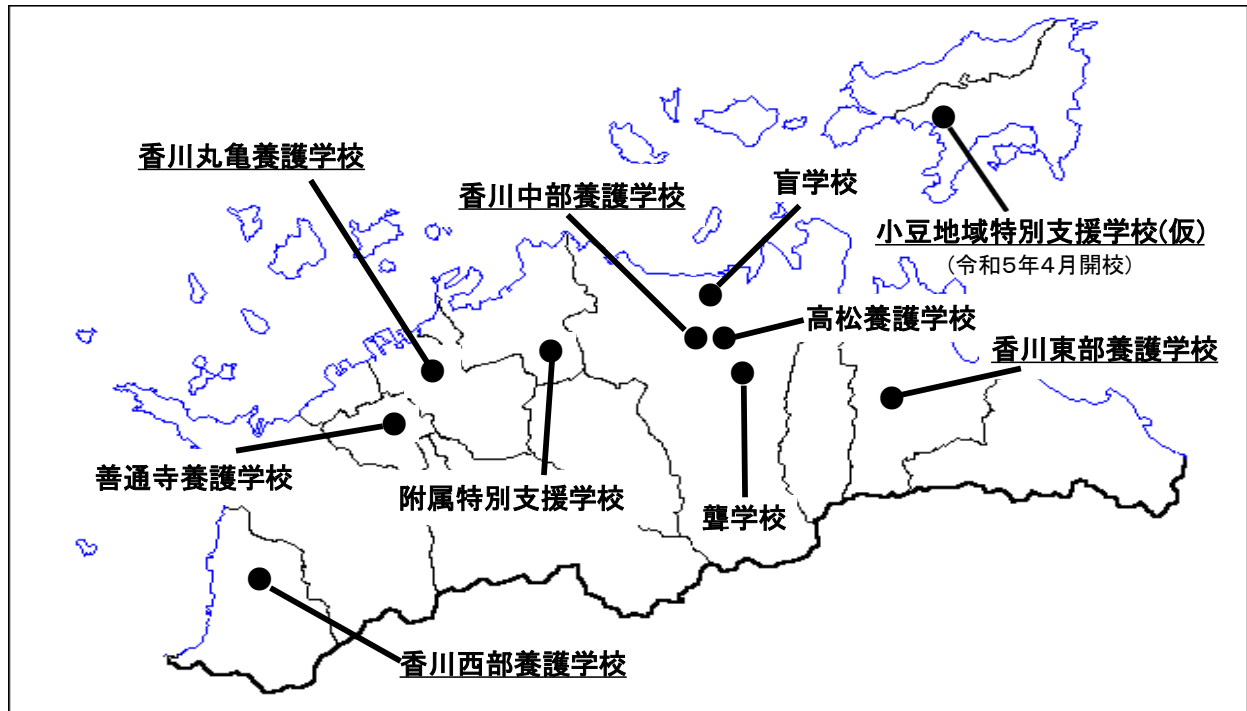
特別支援学校においては、子どもたち一人ひとりの障害特性に応じた教育のさらなる専門性向上を課題とし、自らの実践力を高めていくとともに、地域の子どもたちや先生方への指導・支援にもその力を発揮していくことが求められ、それには、教員配置を含めた豊かで充実した教育環境の整備が不可欠であると考ええる。

本検討委員会において協議された内容が、特別支援学校の教育環境の改善や教員の専門性向上の一助となるとともに、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念のもと、本県における特別支援教育の充実—子どもたちの自立と社会参加に向けた取組—につながっていくことを切望する。

## — 資 料 —

- 資料 1 本県の特別支援学校の配置状況等
- 資料 2 特別支援学校別の幼児児童生徒数の推移
- 資料 3 特別支援学校の幼児児童生徒数の将来推計
- 資料 4 児童生徒数の将来推計方法（進学率）
- 資料 5 公立特別支援学校における教室不足調査
- 資料 6 香川県立特別支援学校の教室不足の解消に向けた集中取組計画（抜粋）
- 資料 7 特別支援学校設置基準（抜粋）
- 資料 8 都道府県立特別支援学校の名称変更状況
- 資料 9 特別支援学校教諭免許状の保有状況について
- 資料 10 研修の工夫・改善 ～還元も意識して～
- 資料 11 特別支援教育課の主な事業（令和 3 年度）
- 資料 12 今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会協議経過
- 資料 13 今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会設置要綱
- 資料 14 今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会委員名簿

## 本県の特別支援学校の配置状況等



障害種別	学校名	位置	開校	学部					訪問教育	寄宿舎
				幼	小	中	高	専攻科		
知的障害	香川東部養護学校	さぬき市長尾	昭52. 4. 1		○	○	普通科		○	
	香川中部養護学校	高松市田村町	昭36. 11. 16	○	○	○	普通科			○
	香川丸亀養護学校	丸亀市飯野町	昭60. 4. 1		○	○	普通科		○	
	香川西部養護学校	観音寺市出作町	昭54. 4. 1		○	○	普通科		○	
視覚障害	盲学校	高松市扇町	明40. 9. 30	○	○	○	普通科 保健医療科	理療科		○
聴覚障害	聾学校	高松市太田上町	明40. 9. 30	○	○	○	普通科 (理容科) (※1)	(理容科) (※1)		○
肢体不自由	高松養護学校	高松市田村町	昭36. 11. 16		○	○	普通科 工芸科 (※2)		○	○
病弱	善通寺養護学校	善通寺市善通寺町	昭49. 4. 1		○	○	普通科			
(参考)	香川大学教育学部 附属特別支援学校 (知的障害)	坂出市府中町	昭50. 4. 1		○	○	普通科			

※1 聾学校高等部理容科、専攻科理容科は令和3年3月末で廃科

※2 高松養護学校高等部工芸科は令和4年3月末で廃科予定

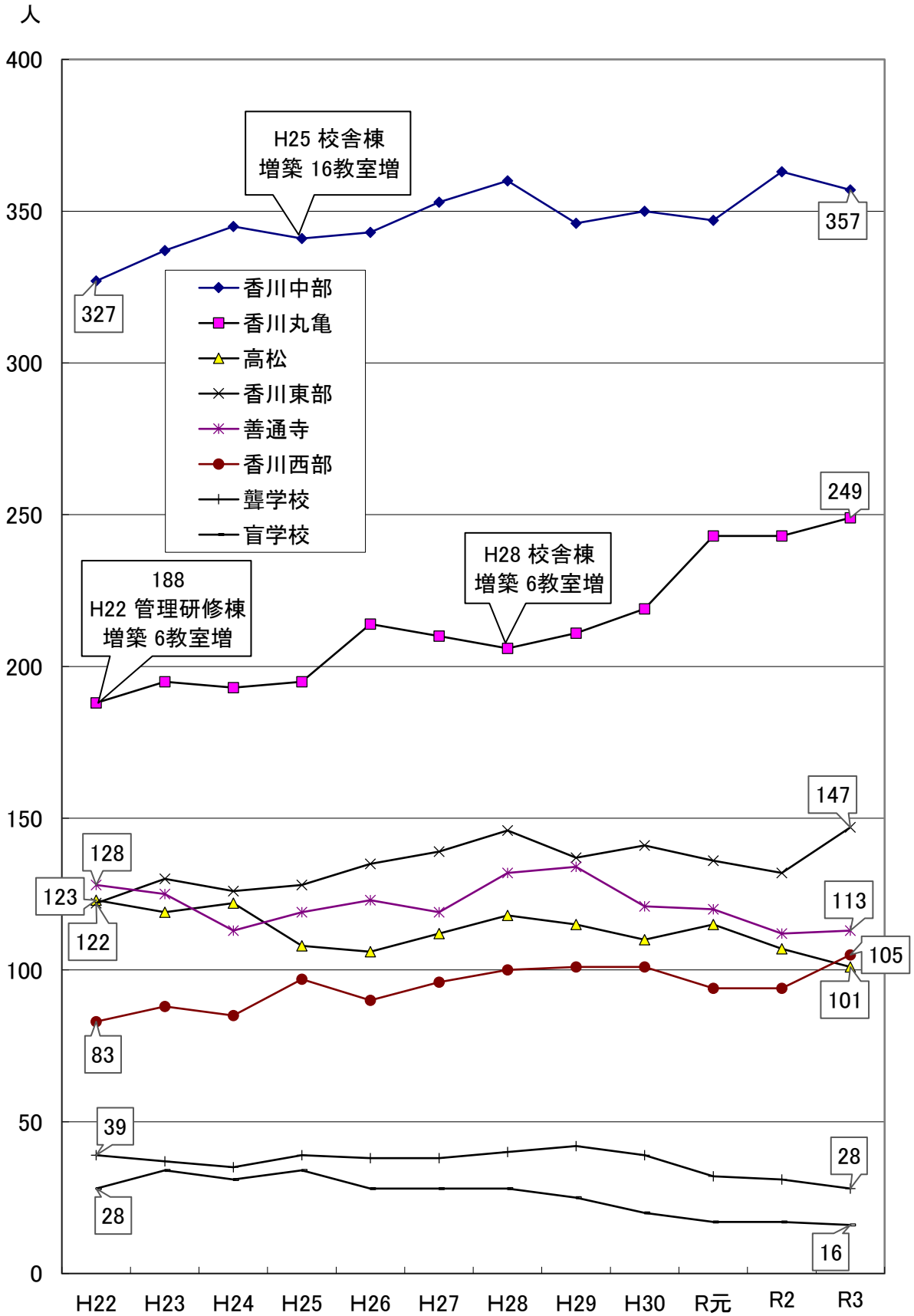
(令和3年5月1日現在)

区分	幼稚部		小学部		中学部		高等部		専攻科		合計	
	学級数	幼児数	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	幼児児童生徒数
香川東部養護学校	/	/	18	52	10	31	14	64	/	/	42	147
香川中部養護学校	2	10	24	87	21	99	25	161	/	/	72	357
香川丸亀養護学校	/	/	23	85	15	76	17	88	/	/	55	249
香川西部養護学校	/	/	13	35	9	27	10	43	/	/	32	105
盲学校	0	0	1	3	2	4	5	6	2	3	10	16
聾学校	3	5	4	9	4	6	4	8	/	/	15	28
高松養護学校	/	/	16	41	11	24	16	36	/	/	43	101
善通寺養護学校	/	/	16	37	9	27	15	49	/	/	40	113
計	5	15	115	349	81	294	106	455	2	3	309	1116
附属特別支援学校	/	/	3	16	3	18	3	23	/	/	9	57



各年5月1日現在

### 特別支援学校別の幼児児童生徒数の推移



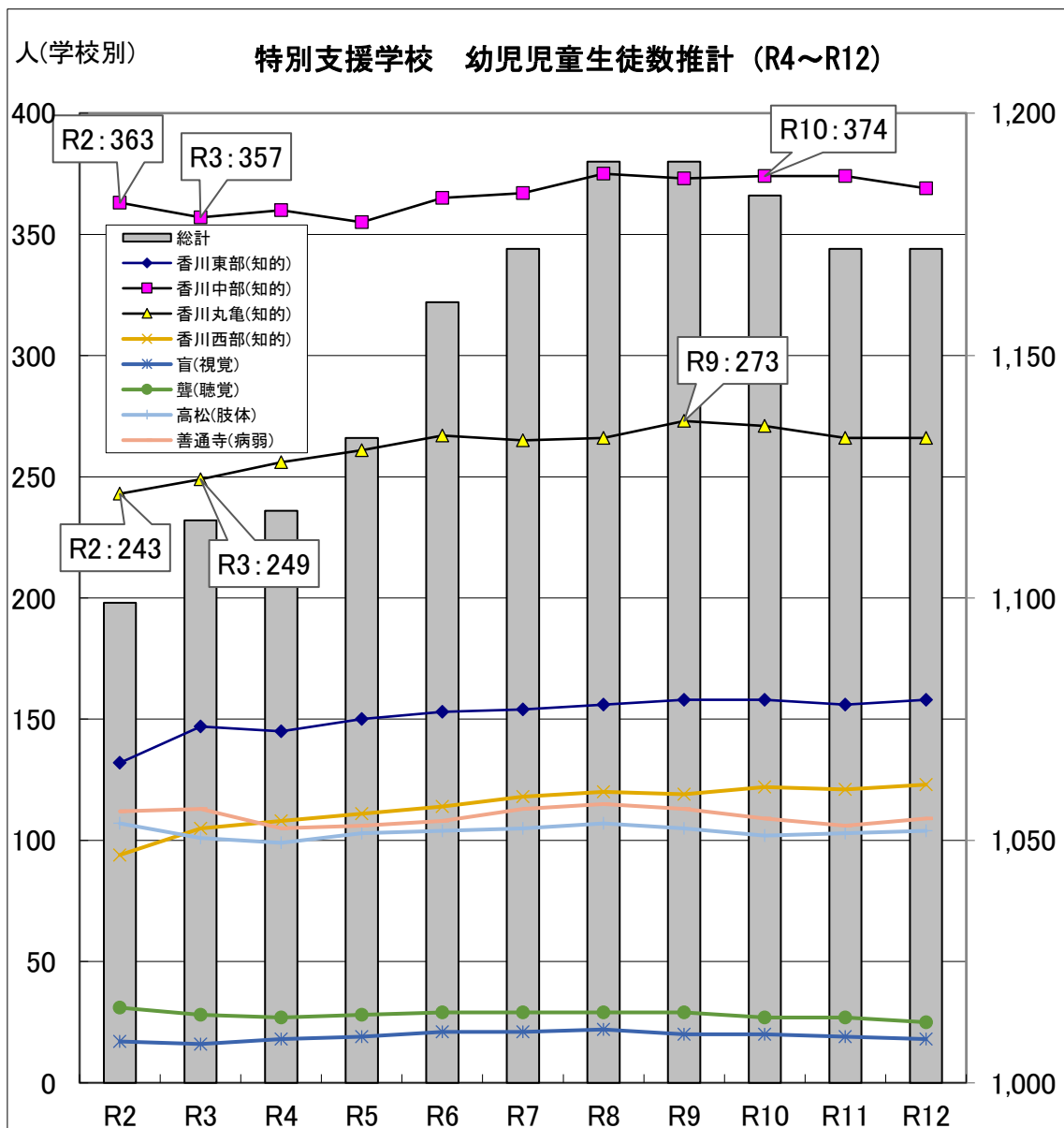
### 特別支援学校の幼児児童生徒数の将来推計

今回の将来推計では、令和 12 年度までに特別支援学校全体で約 60 名の幼児児童生徒数が増加するという結果となった。

学校別では知的障害を対象とした特別支援学校での児童生徒数の増加が顕著であり、特に香川中部養護学校では令和 10 年度に幼児児童生徒数 374 名、香川丸亀養護学校では令和 9 年度に児童生徒数 273 名となっている。

この 2 校については、近年、小学部 1 年への入学児童数が増加していることから、高等部卒業まで児童生徒数の増加傾向が続くことが要因の一つとなっている。この将来推計で児童生徒数が増加した場合は、既に教室不足の状況となっている上に、さらに児童生徒数が増加することから、教室不足の解消に向けた取組が大きな課題である。

また、この 2 校については、自校調理方式で給食を行っていることから、教室不足の解消とあわせて児童生徒数の増加に対応するため、調理施設の拡張が必要となる。



**児童生徒数の将来推計方法（進学率）**

## ・小学部 1 年について

- ① 過去 5 年間の通学地区小 1 に占める各校小学部 1 年の割合の平均を出す。
- ② その割合を令和 4～7、12 年度の小 1 推計人口の児童数に乗じる。
- ③ 令和 8～11 年度は、令和 5～7 年度間の小 1 推計人口の増減数の平均を前年度の小 1 推計人口に加えた児童数に割合に乗じる。

## ・小学部 2 年以降の小学部について

- ① 前年度の人数を学年進行する。
- ② 進行時に過去 5 年の途中増減の人数平均を加える。

## ・中学部について

- ① 中学部 1 年は前年度小 6 の人数に過去 5 年間の外部からの入学者数平均を加える。
- ② 2 年、3 年については、前年度の人数を学年進行する。
- ③ 進行時に過去 5 年の途中増減の人数平均を加える。

## ・高等部について

中学部の進行と同様に推計する。

### 公立特別支援学校における教室不足調査

令和元年度に実施した公立特別支援学校における教室不足調査では、全体で不足教室数が 21 教室という結果となった。

平成 28 年度に実施した前回調査と比べて不足教室数は同数であるが、児童生徒数の増加に伴い、教育上の支障がないように一時的な対応をしている教室数は 80 教室あり、前回調査の 27 教室から 53 教室増加している。

一時的な対応のうち、1 教室を定員以上の児童生徒等で使用する対応や、教室の間仕切りの設置、特別教室の転用などの事例が増加しているところであり、教室不足が原因で施設の狭隘化が生じている状況にある。

また、学校別で見ると、不足教室が発生している学校は、全て知的障害を対象とした特別支援学校であり、知的障害以外の障害種を対象とした特別支援学校では、児童生徒数が横ばい又は減少の傾向にあることから、教室不足はなく学校運営を行えている。

この調査結果を踏まえ、今後、知的障害を対象とした特別支援学校については、教室不足の解消に向けた取組を重点的に行う必要がある。

### 公立特別支援学校における教室不足調査結果（県立 8 校）

児童生徒等の増加に伴う一時的な対応をしている教室数								①～⑦ の合計 (*)	(*)のうち 整備する必 要のある室 数 (A)	新たに 整備を 希望する 室数 (B)	不足 教室数 (A)+(B)
仮設建物 借用教室 ①	特別 教室 の転用 ②	管理諸室 の転用 ③	教室の 間仕切り ④	体育館・ 廊下等 の間仕切り ⑤	倉庫・準備 室等の転用 ⑥	その他 の対応 ⑦					
0	11	0	13	0	3	53	80	18	3	21	

## 香川県立特別支援学校の教室不足の解消に向けた集中取組計画（抜粋）

### 集中取組計画

#### ○小豆地域特別支援学校の新設

令和3年度から4年度にかけて、小豆地域特別支援学校の建築工事を行う。  
令和5年の開校に伴い、小学部と中学部あわせて6教室の増となり、香川中部養護学校に在籍している小豆地域の児童生徒が小豆地域特別支援学校へ通学するため、香川中部養護学校の教室不足数が減少する見込みである。

#### ○既設校における増改築の検討

公立特別支援学校における教室不足調査と、児童生徒数の将来推計の結果より、今後特に増加が見込まれる香川中部養護学校と香川丸亀養護学校について、教室不足を解消するために普通教室・特別教室を含む校舎棟の増改築と、児童生徒数の増加に伴い給食の提供体制の維持に支障をきたす給食施設の増改築に取り組む。

なお、この2校については、限られた学校敷地内での改築工事となることから、まず、給食棟の改築工事に着手し建物の上層階に普通教室と特別教室を整備するとともに、老朽化の進む既存校舎の改築とあわせて必要となる教室数を増築するような手法を検討する。

また、増改築工事が竣工するまでの間の教室不足を緩和するために、工事開始前に先行してプレハブ工法による仮設校舎の設置を検討する。

#### ○増改築以外の方策の検討

小中学校の廃校利用については、学校規模や立地等の諸条件を勘案し、市町との協議のうえ、教室不足の解消に効果がある場合は、積極的な利活用を行う。

今後文部科学省から示される特別支援学校における設置基準の策定により、既存校舎の増改築だけでなく、状況に応じて新設校の検討も行う。

#### ○集中取組計画の内容の具体化とフォローアップ

来年度に開催する、香川県立特別支援学校の在り方検討委員会での検討結果や、県の財政状況を踏まえ、今後、集中取組計画の内容の具体化を進める。

また、特別支援学校における設置基準の策定や、香川県立学校施設長寿命化計画の改定に伴い、必要に応じて本計画の見直しを行う。

教室不足の抜本的な解決には相応の期間と経費が必要なため、今後も国の動向等を注視しながら、教室不足の解消に向け検討を続ける。

## 特別支援学校設置基準（抜粋）

## 第四章 施設及び設備

## （一般的基準）

第十三条 特別支援学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

## （校舎及び運動場の面積等）

第十四条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

## （校舎に備えるべき施設）

第十五条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があるときは、教室と自立活動室及び保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。

一 教室（普通教室、特別教室等とする。ただし、幼稚部にあつては、保育室及び遊戯室とする。）

二 自立活動室

三 図書室（小学部、中学部又は高等部を置く特別支援学校に限る。）、保健室

四 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

(その他の施設)

第十六条 特別支援学校には、校舎及び運動場のほか、小学部、中学部又は高等部を置く場合にあつては体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十七条 特別支援学校には、障害の種類及び程度、部及び学科の種類、学級数及び幼児、児童又は生徒の数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十八条 特別支援学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

別表(第十四条関係)

## イ 校舎の面積

学校の種類	部の種類	幼児、児童又は生徒数	面積(平方メートル)	
視覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	一人以上五人以下	190	
		六人以上	$190 + 18 \times (\text{幼児数} - 5)$	
	小学部又は中学部	一人以上十八人以下	1110	
		十九人以上百八人以下	$1110 + 24 \times (\text{児童又は生徒数} - 18)$	
	小学部又は中学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	百九人以上	$3270 + 16 \times (\text{児童又は生徒数} - 108)$	
		一人以上二十四人以下	1410	
	幼稚部、小学部又は中学部を置く学校の高等部	二十五人以上百四十四人以下	$1410 + 17 \times (\text{生徒数} - 24)$	
		百四十五人以上	$3450 + 13 \times (\text{生徒数} - 144)$	
	聴覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	一人以上五人以下	170
			六人以上	$170 + 18 \times (\text{幼児数} - 5)$
小学部又は中学部	一人以上十八人以下	950		
	十九人以上百八人以下	$950 + 24 \times (\text{児童又は生徒数} - 18)$		
小学部又は中学部	一人以上	$3110 + 16 \times (\text{児童又は生徒数} - 108)$		
	百九人以上			

知的障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部、小学部及び中学部を置く学校の高等部	一人以上二十四人以下	1240
		二十五人以上百四十四人以下	$1240 + 17 \times (\text{生徒数} - 24)$
	幼稚部、小学部又は中学部	百四十五人以上	$3280 + 13 \times (\text{生徒数} - 144)$
		一人以上二十四人以下	480
	小学部又は中学部	二十五人以上百四十四人以下	$480 + 20 \times (\text{生徒数} - 24)$
		百四十五人以上	$2880 + 13 \times (\text{生徒数} - 144)$
	幼稚部	一人以上五人以下	190
		六人以上	$190 + 18 \times (\text{幼児数} - 5)$
	小学部又は中学部	一人以上十八人以下	1070
		十九人以上百八人以下	$1070 + 27 \times (\text{児童又は生徒数} - 18)$
幼稚部、小学部及び中学部を置く学校の高等部	百九人以上	$3500 + 17 \times (\text{児童又は生徒数} - 108)$	
	一人以上二十四人以下	1260	
聴覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	一人以上五人以下	3660 + 14 × (生徒数 - 144)
		六人以上	490
小学部又は中学部	一人以上十八人以下	490	
	十九人以上百四十四人以下	$490 + 22 \times (\text{生徒数} - 24)$	
小学部又は中学部	一人以上	$3130 + 14 \times (\text{生徒数} - 144)$	
	百四十五人以上		
肢体不自由者である幼児、児童又は	幼稚部	一人以上五人以下	220
		六人以上	$220 + 22 \times (\text{幼児数} - 5)$



生徒に対する教育を行う特別支援学校	小学部又は中学部	一人以上十八人以下	1210
		十九人以上百八人以下	$1210 + 30 \times (\text{児童又は生徒数} - 18)$
幼稚園、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	幼稚園、小学部又は中学部	百九人以上	$3910 + 21 \times (\text{児童又は生徒数} - 108)$
		一人以上二十四人以下	1570
幼稚園、小学部又は中学部を置く学校の高等部	幼稚園、小学部又は中学部	二十五人以上百四十四人以下	$1570 + 22 \times (\text{生徒数} - 24)$
		百四十五人以上	$4210 + 17 \times (\text{生徒数} - 144)$
病弱者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚園	一人以上五人以下	190
		六人以上	$190 + 18 \times (\text{幼児数} - 5)$
幼稚園又は小学部又は中学部	小学部又は中学部	一人以上十八人以下	870
		十九人以上百八人以下	$870 + 24 \times (\text{児童又は生徒数} - 18)$
幼稚園、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	幼稚園、小学部又は中学部	百九人以上	$3030 + 15 \times (\text{児童又は生徒数} - 108)$
		一人以上二十四人以下	1160
幼稚園、小学部又は中学部を置く学校の高等部	幼稚園、小学部又は中学部	二十五人以上百四十四人以下	$1160 + 17 \times (\text{生徒数} - 24)$
		百四十五人以上	$3200 + 13 \times (\text{生徒数} - 144)$
幼稚園、小学部又は中学部を置く学校の高等部	幼稚園、小学部又は中学部	一人以上二十四人以下	480
		二十五人以上百四十四人以下	$480 + 20 \times (\text{生徒数} - 24)$
幼稚園、小学部又は中学部を置く学校の高等部	幼稚園、小学部又は中学部	百四十五人以上	$2880 + 13 \times (\text{生徒数} - 144)$

備考

- 一 小学部及び中学部を置く特別支援学校は、小学部及び中学部の児童及び生徒数を合算した数に対応する面積とする。
- 二 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上併せ有する幼児、児童又は生徒は、主たる障害区分に応じて、その数に幼稚園は一・六七、小学部及び中学部は二、高等部は二・六七を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。
- 三 視覚障害者である児童等、聴覚障害者である児童等、知的障害者である児童等、肢体不自由者である児童等又は病弱者である児童等の二以上に対する教育を行う特別支援学校の各部の校舎に係る基準面積は、当該部（小学部及び中学部を置く場合は小学部及び中学部）の全幼児、児童又は生徒数をそれぞれの障害区分の全幼児、児童又は生徒数とみなしてイの表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児、児童又は生徒数により加重平均した面積とする。

ロ 運動場の面積

部の種類	幼児、児童又は生徒数	面積（平方メートル）
幼稚園	一人以上十人以下	360
	十一人以上	$360 + 10 \times (\text{幼児数} - 10)$
小学部	一人以上二百四十人以下	2400
	二百四十一人以上	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
中学部又は高等部	一人以上二百四十人以下	3600
	二百四十一人以上	$3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$

備考

- 一 中学部及び高等部を置く特別支援学校は、中学部及び高等部の生徒数を合算した数に対応する面積とする。
- 二 幼稚園、小学部、中学部又は高等部の二以上の部を置く特別支援学校の運動場の基準面積は、幼児、児童又は生徒数を踏まえ、置かれる部の中で最も面積の大きくなる部の面積とする。

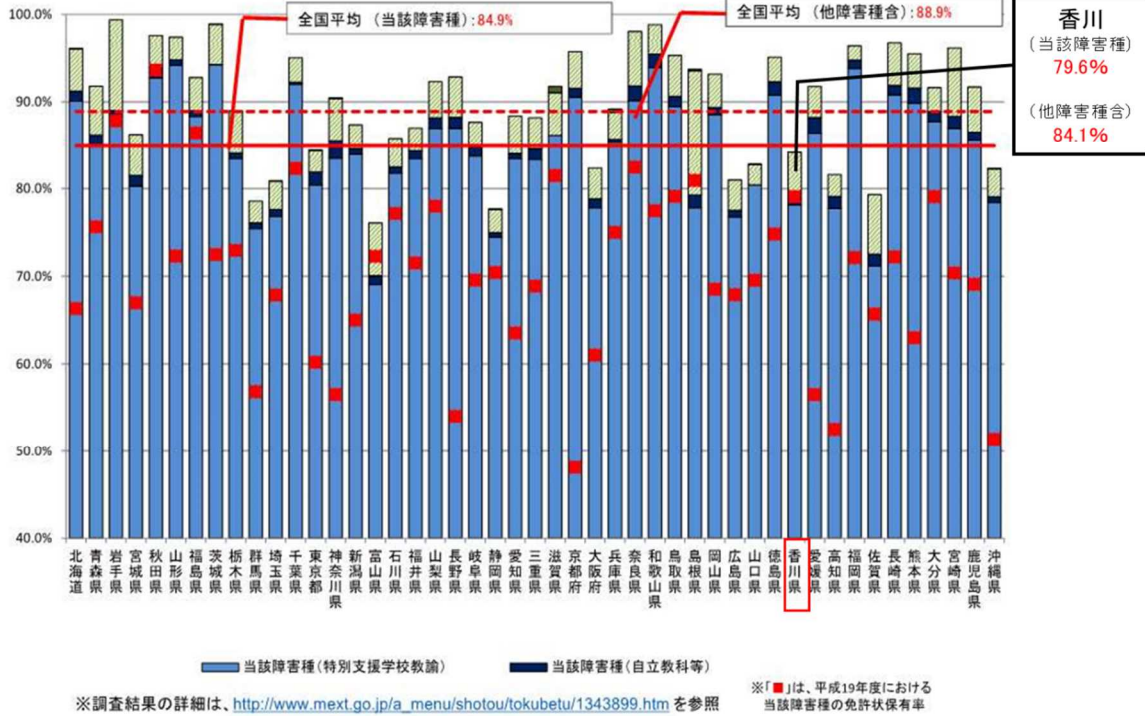
## 都道府県立特別支援学校の名称変更の状況（R3.6月現在）

項 目	数	該当都道府県
校名変更なし	5	長野、滋賀、奈良、島根、香川
新設や統合に伴う学校のみ変更	6	北海道、青森、山形、神奈川、 鳥取、鹿児島
制度改正時または新設や統合に伴う学 校名変更等に合わせて変更	36	高知（H31.4）他 ※山口県は全て総合支援学校の名称
うち （盲、聾学校は変更なし）	（22）	

# 特別支援学校教諭免許状の保有状況について



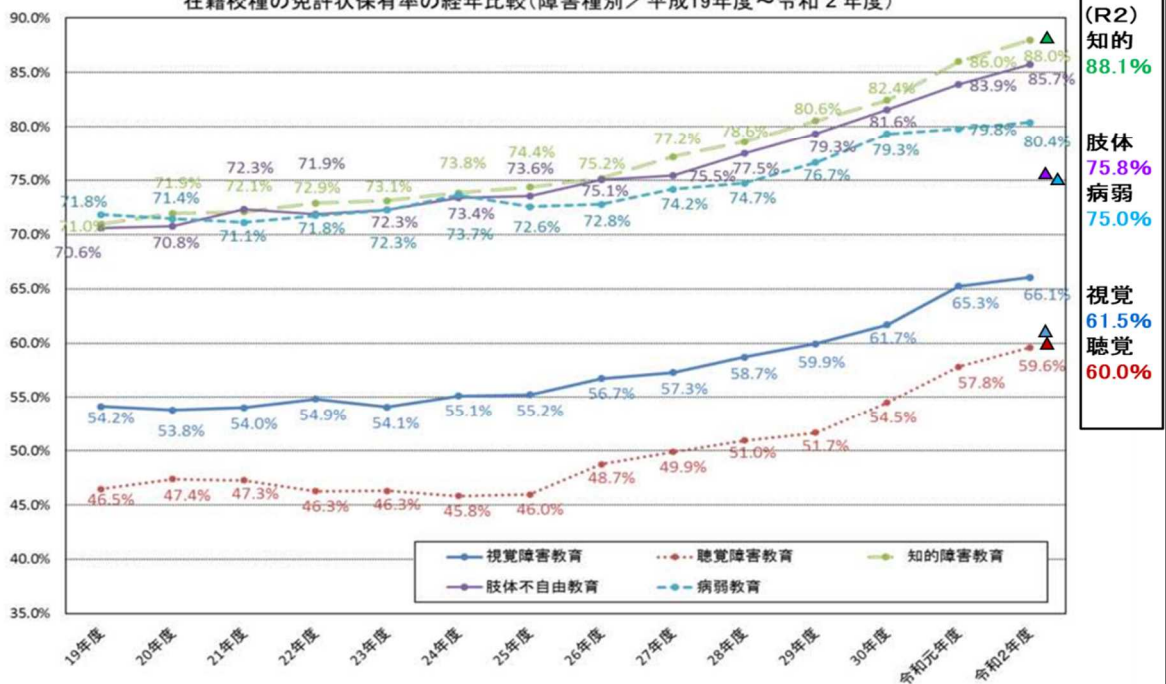
公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



# 特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて



在籍校種の免許状保有率の経年比較 (障害種別 / 平成19年度～令和2年度)





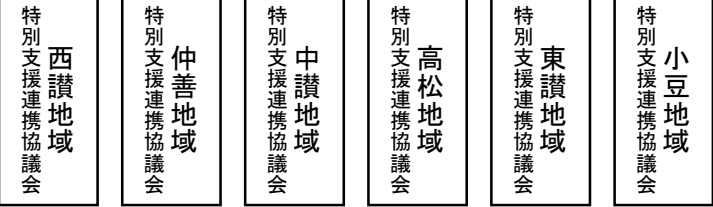
# 特別支援教育総合推進事業

## 特別支援教育課の主な事業 (令和3年度)

### 関係機関の連携体制の整備

(香川県発達障害者支援連携協議会)

特別支援教育地域連携推進委員会 (年2回)



(各地域年1回)

- 先進的な取組の情報交換
- 県全体の課題等の把握
- 地域における 教育・福祉・医療・保健・労働等の連携
- 地域の課題に関わる協議

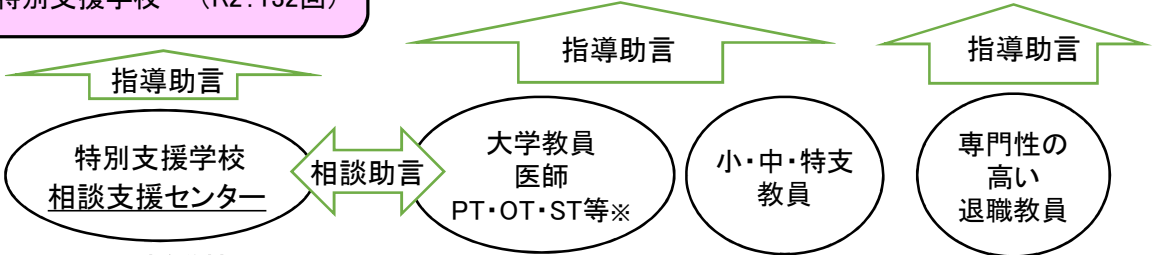
### 総合的な支援体制の整備

各校・園への相談支援

幼稚園・保育所・認定こども園  
小・中・高等学校  
特別支援学校 (R2:132回)

幼稚園・保育所・認定こども園  
・高等学校・特別支援学校 (R2:37回)

小・中学校 (R2:156回)



特別支援学校のセンター的機能

(巡回相談員)

(巡回専門指導員)

※PT:理学療法士 OT:作業療法士 ST:言語聴覚士

### 研 修

- 特別支援教育セミナー <<R3終了>> (幼・保・こ・小・中・高・特の教職員・指導主事・一般)
- 特別支援教育コーディネーター協議会 地域別 各1回(6地域) (幼・こ・小・中・高・特の特別支援教育コーディネーター)
- 巡回相談事前協議会(小・中・特の巡回相談員) <<R3終了>>
- 通級による指導専門性充実研修 外部指導者による通級担当の研修 公開参観は地域の学校等も参加
- 医療的ケア連絡協議会
- 免許法認定講習
- センター的機能活用専門性向上研修 外部講師による地域の学校や特別支援学校の教員の研修
- 実践推進校研究事業 <<R3終了>> 小・中・高・特支1校ずつの実践校を指定 外部講師による指導や授業公開等、地域の学校等の参加
- 就学協議会 (保・幼・こ・小・中・特の教職員)
- 市町教育委員会担当者就学相談・支援協議会 (市町教委の就学相談担当者)

## 今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会協議経過

日 時	開催場所	協議事項
第 1 回 令和 3 年 5 月 31 日 9 : 30 ~ 12 : 00	香川県庁 (オンライン 開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長、副会長の選出</li> <li>・ 検討課題と進め方の説明</li> <li>・ 資料説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本県の特別支援学校の現状</li> <li>○ 施設設備の整備と充実について</li> </ul> </li> <li>・ 意見交換</li> </ul>
第 2 回 令和 3 年 7 月 19 日 9 : 30 ~ 12 : 00	香川丸亀養護 学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校見学</li> <li>・ 第 1 回検討委員会での質問事項について説明</li> <li>・ 資料説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設設備の整備と充実について</li> <li>○ 校名のあり方について</li> </ul> </li> <li>・ 意見交換</li> </ul>
第 3 回 令和 3 年 10 月 22 日 9 : 30 ~ 12 : 00	香川県庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 回検討委員会での質問事項について説明</li> <li>・ 資料説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中間まとめについて</li> <li>○ 教員の専門性の向上について</li> </ul> </li> <li>・ 意見交換</li> </ul>
第 4 回 令和 3 年 12 月 23 日 9 : 30 ~ 12 : 00	香川県庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 回検討委員会での質問事項について説明</li> <li>・ 資料説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教員の専門性の向上について</li> <li>○ 関係機関との連携について</li> </ul> </li> <li>・ 意見交換</li> </ul>
第 5 回 令和 4 年 2 月 8 日 9 : 30 ~ 12 : 00	香川県庁 (オンライン 開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書（案）について</li> <li>・ 意見交換</li> </ul>

※ 本検討委員会は、すべて公開で実施した。

## 今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会設置要綱

## (設置目的)

第1条 令和3年1月26日付け中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」を踏まえ、今後の県立特別支援学校の教育環境の整備や教育の充実について検討を行い、今後の施策の方向性に資することを目的とし、今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を取り扱う

- (1) 香川県立特別支援学校の現状把握と課題の整理に関すること
- (2) 香川県立特別支援学校の今後の在り方に関すること
  - ア 学びの場の整備
  - イ 教育の充実および教師の専門性の向上
- (3) その他、必要とされること

## (組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

## (委員)

第4条 委員は、特別支援教育に関する学識を有する者等で、教育長が委嘱又は任命する。

- 2 委員の選任期間は、会議設置の日から令和4年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第5条 委員会には、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (運営)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、在任委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、会長が議長となる。
- 4 委員会は、必要に応じ、議事に関係のある者を臨時に出席させることができる。

## (設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、令和4年3月31日までとする。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

## 今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会委員名簿

(敬称略)

	分野	委員名	性別	職名	備考
会長	学識経験者	武蔵 博文	男	香川大学大学院教育学研究科教授	大学関係
副会長	学識経験者	堺 るり子	女	高松大学発達科学部講師	大学関係
委員	研修関係	井上 貞人	男	香川県教育センター教職員研修課長	研修関係代表
	学校関係	植松 克友	男	香小研高松支部特別支援教育部会長 (高松市立国分寺南部小学校長)	小・中学校代表
	福祉関係	川村 圭	男	高松市障害者基幹相談支援センター中核拠点 副センター長 高松市自立支援協議会会長	相談支援代表
	療育関係	高橋 伴子	女	香川こだま学園副園長	療育支援代表
	学校関係	田中 豊	男	知的特別支援学校校長会会長 (香川県立香川東部養護学校長)	特別支援学校代表
	学識経験者	中野レイ子	女	香川丸亀養護学校 学校評議員	学校評議員
	保護者代表	西尾 理恵	女	香川中部養護学校前PTA会長	知的特別支援学校保護者代表
	就労関係	三好由香利	女	障害者就業・生活支援センターオリーブセンター長	就労支援代表